

認知症サポーターアクティブチーム活動支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、認知症サポーターアクティブチーム活動支援事業補助金の交付に関し、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助金の交付申請)

- 第2条 要項第3条第2項第1号の事業計画書は、別記第1号様式によるものとする。
- 2 要項第3条第2項第2号の規定にかかわらず、規則第3条第2項第2号の添付書類は別記第2号様式とする。
- 3 要項第3条第2項第3号のその他必要とする書類は、次のとおりとする。
- (1) 団体の概要、活動内容等が分かる書類（事業実施主体が団体の場合に限る。）
 - (2) 団体の寄付行為、定款、規約又はこれらに準ずるもの（事業実施主体が団体の場合に限る。）
 - (3) その他参考となる書類
- 4 規則第3条第1項の申請書の提出部数は1部とし、その提出期限は別に定める。
- 5 申請は、市町村を経由して行うこととする。
- 市町村は、申請内容が適当であり、かつ、適切な事業運営が確保できると認められる場合は、当該書類に副申書を添付したうえで速やかに県へ提出することとする。

(補助事業等の内容等の変更)

- 第3条 規則第7条第1項の変更申請書の添付書類には、次に掲げる書類を添えるものとする。
- (1) 事業変更計画書（別記第1号様式を準用）
 - (2) 変更後の収支予算書（別記第2号様式を準用）
 - (3) その他参考となる書類

(申請の取下げ)

第4条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過する日までとする。

(状況報告)

第5条 要項第8条の規定による状況報告は、別記第3号様式により行うものとする。

(実績報告)

- 第6条 要項第9条第2項第1号の事業実績書は、別記第4号様式によるものとする。
- 2 要項第9条第2項第3号のその他知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。
- (1) 事業に伴う支払関係書類（見積書、請求書、領収書等）
 - (2) 実施事業の詳細が分かる書類（実施事業の写真、パンフレット等）

(3) その他補助事業に関する資料

- 3 規則第13条の実績報告書の提出期限は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月末日のいずれか早い日とする。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和5年（2023年）7月27日から施行し、令和5年（2023年）4月1日から適用する。